



福岡医発第 2018 号（地）

令和 6 年 10 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

（公 印 省 略）

「治療と仕事の両立支援カード」の配布版について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

「治療と仕事の両立支援カード」（以下「支援カード」）につきましては、労働者（患者）が主治医に自ら勤務情報を提供でき、かつ、この情報に基づいて主治医が意見を述べるができるようにするため、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（令和 6 年 3 月改訂版）の新様式として追加された旨、令和 6 年 3 月 26 日付け福岡医発第 3241 号文書において、ご案内申し上げたところです。

今般、厚生労働省にて支援カードの配布版が作成され、「治療と仕事の両立支援ナビ」に掲載される旨、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より日本医師会を通じて周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

掲載先：治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>

福岡県医師会 第2018号（地）
令和6年10月22日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「治療と仕事の両立支援カード」の配布版について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

「治療と仕事の両立支援カード」（以下「支援カード」）につきましては、労働者（患者）が主治医に自ら勤務情報を提供でき、かつ、この情報に基づいて主治医が意見を述べるができるようにするため、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（令和6年3月改訂版）の新様式として追加された旨、令和6年3月26日付け福岡県医師会第3241号文書において、ご案内申し上げたところです。

今般、厚生労働省にて支援カードの配布版が作成され、「治療と仕事の両立支援ナビ」に掲載される旨、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より日本医師会を通じて周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

掲載先：治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>

日医発第 1188 号（健 ）

令和 6 年 10 月 8 日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 岡 か お り

（公印省略）

「治療と仕事の両立支援カード」の配布版について（周知依頼）

この度、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長から、「治療と仕事の両立支援カード」について、別添の通り本会あてに周知依頼がありました。

「治療と仕事の両立支援カード」（以下「支援カード」）につきましては、令和 6 年 3 月 22 日付け日医発第 2229 号（健 ）をもって貴会にご連絡しているところですが、労働者（患者）が主治医に自ら勤務情報を提供でき、かつ、この情報に基づいて主治医が意見を述べるができるようにするために、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（令和 6 年 3 月改訂版）の新様式として追加されたものです。

今般、厚生労働省にて支援カードの配布版が作成され、「治療と仕事の両立支援ナビ」に掲載されることになりました。

なお、本件は厚生労働省より、都道府県労働局および都道府県産業保健総合支援センターに対しても周知協力の依頼がされていることを申し添えます。

（治療と仕事の両立支援ナビ）

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>

事 務 連 絡

令和6年10月2日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

「治療と仕事の両立支援カード」の周知について

平素より、厚生労働行政の運営につきまして格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記「治療と仕事の両立支援カード」（以下「支援カード」）につきましては、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（令和6年3月改訂版）において、新たな様式例（※）として追加されたところですが、今般、支援カードの配布版を作成いたしました。

支援カードの配布版は「治療と仕事の両立支援ナビ」に掲載いたしますので、貴会会員等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、別紙1および2の通り、都道府県労働局および都道府県産業保健総合支援センターに対して周知協力の依頼を行いましたので、ご承知おきください。

※新様式の説明資料は、別紙3の通りです。なお、「治療と仕事の両立支援ナビ」からもダウンロードできます。



両立支援ナビ

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部労働衛生課
メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室
(担当) 橋本、阪井
電話：03-5253-1111（内線 5578）
E-mail：ryoritsushien@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
令和 6 年 10 月 2 日

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

「治療と仕事の両立支援カード」の周知について

標記については、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（令和 6 年 3 月改訂版）において、新たな様式例として追加されたところです。

今般、「治療と仕事の両立支援カード」（以下「支援カード」という。）の配布版を作成しましたので、一定部数送付させていただきます。

併せて、支援カードの説明用資料（※PowerPoint で編集可）を作成しましたので、地域両立支援推進チーム等における企業、医療機関等に対するガイドラインや支援カードの周知等に当たり、活用ください。

支援カードについての説明用資料については、「治療と仕事の両立支援ナビ」からもダウンロードできます。



厚生労働省 労働基準局 安全衛生部労働衛生課
メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室
（担当）橋本、阪井
電話：03-5253-1111（内線 5578）
E-mail：ryoritsushien@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
令和 6 年 10 月 2 日

都道府県産業保健総合支援センター所長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契印省略)

「治療と仕事の両立支援カード」の周知について

平素より、厚生労働行政の運営につきまして格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記「治療と仕事の両立支援カード」（以下「支援カード」）につきましては、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（令和 6 年 3 月改訂版）において、新たな様式例として追加されたところです。

今般、支援カードの配布版を作成しましたので、一定部数送付させていただきます。また、併せて、支援カードについての説明用資料（※PowerPoint で編集可）を参考までにお送りさせていただきます。

貴センターにおかれましては、企業、医療機関等に対するガイドラインの周知等に当たり、是非ご活用ください。

支援カードについての説明用資料については、「治療と仕事の両立支援ナビ」からもダウンロードできます。



厚生労働省 労働基準局 安全衛生部労働衛生課
メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室
(担当) 橋本、阪井
電話：03-5253-1111 (内線 5578)
E-mail：ryoritsushien@mhlw.go.jp

新様式「治療と仕事の両立支援カード」

改訂ガイドライン（令和6年3月）に追加



►背景

厚生労働省の研究機関（労働政策研究・研修機構）の調査結果によると、主治医から就業に関する指導や意見を得たことがある労働者のうち、約63%が主治医に口頭で勤務情報を伝えているといった調査結果があります*。

こういった一般診療の場での状況を踏まえると、このような機会を逃すことなく、両立支援につなげていくことは有効であると考えられます。

そこで、厚生労働省の研究班において、労働者（患者）が主治医に自ら勤務情報を提供でき、かつ、この情報に基づいて主治医が意見を述べるができる様式について検討が行われ、ガイドラインの新様式として「治療と仕事の両立支援カード」を追加いたしました。

＊労働政策研究・研修機構 調査シリーズ No.24「病気と仕事の両立に関する実態調査（WEB 患者調査）」（2024）

新様式「治療と仕事の両立支援カード」について（説明資料）

STEP1

本人記載欄

氏名

生年月日

性別

勤務内容（有期雇用の方は雇用契約期間も併せてご記入ください）

勤務時間

時

分

時

分

（休憩）

時間

週

日曜日

1

上記勤務内容に含まれる作業

(表記1)～(3)について該当する作業に○を記してください

(1)身体上の負荷がある作業

① 立位作業

② 重労働の取扱作業

③ 心身を突き（動かす）作業

④ 振動・騒音/屋外作業

⑤ 振動工具の取扱作業

⑥ 不特定多数の人と対面する作業

⑦ 高所作業等の取扱作業

⑧ 化学物質や粉塵等で呼吸器保護具を装着する作業

(2)事故の可能性が高まる作業

① 1人作業

② 高所作業

③ 危険な機械操作・自動車運転

④ 危険

⑤ その他

(3)心身の負担が高いと感じられる作業

① 残業・休日労働など（長時間労働）

② 出張

③ 通勤

④ その他

(1)～(3)の作業について、特に医師意見を求めた作業内容およびその理由

2

利用可能な社内制度

□時間単位での半日有給休暇 □半日単位での半日有給休暇 □有給休暇・病気休暇 □勤務自覚制（週____日勤務） □短時間勤務 □残業出勤 □フレックスタイム □試用出勤 □在宅勤務 □その他

□育児休暇 □介護休暇（看護休暇等） □災害時対応（災害時勤務あり） □その他（例：自費的な健康が困難な勤務形態等）

通勤方法（該当すべてに○を記入してください）

□徒歩 □公共交通機関（車庫可） □公共交通機関（車庫不可） □自転車

□通勤バス（往電通勤） □その他

通勤時間 片道_____分

半日有給休暇日数

残_____日

STEP2

医師記載欄

診断名

現在の症状

今後の治療内容

通院頻度

勤務に関する意見

□有 □下記データの条件付き可 _____年____月____日～_____年____月____日 □有（時）可

(1)①作業

□作業可

□立位の時間の制限

□椅子等の準備

□作業は当面不可

(1)②作業

□作業可

□作業時間や回数の制限

□食荷の軽減

□作業は当面不可

(1)③作業

□作業可

□作業時間や回数の制限

□空回機等の利用

□作業は当面不可

(1)④作業

□作業可

□振動の少ない工具の利用

□作業時間の制限

□作業は当面不可

(1)⑤作業

□作業可

□作業時間の制限

□保護具の着用

□作業は当面不可

(1)⑥作業

□作業可

□作業時間の制限

□保護具の着用

□作業は当面不可

(2)作業

□作業可

□高所や作業への高所を防止する安全装置等

□高所の安全を確認できる配置等

□作業は当面不可

(3)作業

□作業可

□作業は当面不可

イ

本人記載欄1の作業について、上記A以外の必要に要する配慮事項・Aの配慮の補足事項

□負担の少ない保護具着用 □車外車をできるだけ避ける

□食事内容により高熱が誘発するため食事を避ける

□睡眠・排便回数が多くなるためトイレ利用しやすい環境整備

□残業・休日労働（長時間労働）の制限 □出張の制限 □夜勤の制限

□その他

ウ

本人記載欄2の利用可能な社内制度を踏まえて、上記A以外の、患者が働き続けるために必要な理由が記載が望ましい事項

□勤務スケジュールに合わせた時間短縮 □作業中の適度な休憩 □短時間勤務 □時差出勤 □フレックスタイム □試用出勤 □在宅勤務 □その他（例：長時間労働を制限する等）

当該ページ記載の欄は参照の上で、ご記入ください。

医師署名欄

上記の通り診断し、就業可否や配慮に関する意見を申し上げます。（主治医署名）

令和____年____月____日

氏名

本人署名欄

上記内容を精読し、職場での配慮に関する措置を申請します。（本人署名）

令和____年____月____日

氏名

両立支援カードは、見開きになっており、その中身です。左ページは「本人」が、右ページは「主治医」がそれぞれ記入する様式になっています。

左ページ・・・労働者（患者）本人が勤務情報を記入し、主治医にこのカードを渡します。

右ページ・・・主治医は本人が記入した勤務情報を踏まえて、意見書を作成し、労働者（患者）に渡します。

この左右記載済みのカードを労働者（患者）から勤務先に提出してもらいます。

p. 2

新様式「治療と仕事の両立支援カード」について（説明資料）

両立支援カードの位置づけとその活用方法及び留意点

（位置づけ）

治療と仕事の両立支援に勤務先と主治医が連携して取り組むに当たっては、労働者（患者）の勤務の状況を主治医が十分理解した上で就業上の措置や治療への配慮について意見を述べるのが最も重要です。

（活用方法）

その意味では、まずは、労働者（患者）と勤務先が共同して勤務情報提供書を作成する従来スキームを用いることがベストですが、これに対して、新たに追加された両立支援カードを用いたスキームについては、自らの勤務の状況を理解しており自分で勤務情報を伝えることができる人の場合に両立支援カードを用いて簡単に行っていただけます。

ただし、新たなスキームでは、労働者（患者）と勤務先で相談されたものではないことから、対応可能な社内制度や措置内容をすべて把握して記載できていないことも考えられます。

（留意点）

そこで、例えば、医療機関に両立支援コーディネーターがいる場合は、労働者（患者）をサポートする観点から、本人の同意のもと、勤務先に連絡する等により必要な情報を得て、本人に提供することも重要となります。

最後に、従来からあるスキームは診療報酬の要件となりますが、新たに追加されたスキームは診療報酬の要件とはなりませんので、周知にあたってはご注意ください。

